

街づくり協定

(名称)

第1条 この協定の名称は、南小国町黒川地区街づくり協定（以下「協定」という。）とする。

(目的)

第2条 この協定は、熊本県景観条例及び南小国町住みよい環境の里づくり条例の理念に基づき、黒川地区における住民の自主的なまちづくり活動に係る自然環境の保全と街並み景観の形成、住環境の向上に資するために必要な事項を定める。

(基本理念)

第3条 黒川地区は、豊かな自然環境や魅力ある街並み、快適な生活環境を有している。これらの環境は黒川地区の住民の誇りであり、これまでこの環境は、住民による様々な取り組みにより守られてきた。このことを踏まえて、住民が相互に協力しながら、「ふるさとの自然と暮らしを守り、やさしさにあふれた黒川」を目指して、積極的な取り組みにより、「黒川らしさ」を守り、創り、育てていく。

(協定の遵守)

第4条 本協定の参加者（以下「協定者」という）は、協定の目的を理解し、自主的な参加に基づき協定を遵守し、区域内の景観形成に寄与するよう努めるものとする。

(協定の区域)

第5条 協定の区域は、南小国町大字満願寺西黒川の一部、字火焼輪知の一部、字北黒川の一部、字黒川の一部、字小葉瀬の一部で、別紙区域図のとおりとする。

(景観形成に関する事項)

第6条 1. 区域内において、建築物の新築、増改築、土地の区画形質の変更等を行う場合、協定者はこの協定に基づき、できるだけ早期の段階で計画概要について、協定運営委員会と事前協議するものとする。

2. 協定者は、街づくり基準に適合するよう努めるものとする。

(組織)

第7条 1. 協定に沿ったまちづくりを推進するための機関として、協定者全員による全体協議会と、協定の運営及び調査に関する事項を実行するための協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会は、協定者の互選により選出された次の委員をもって組織する。委員長1名、副委員長2名、委員若干名。

3. 全体協議会は最低年1回、委員会は必要に応じて開催する。

(協定内容の変更)

第8条 協定内容の変更は、全体協議会において、原則として協定者全員の同意をもって行う。

(協定の有効期間)

第9条 協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とし、有効期間満了にあたって廃止の申し出がなければ、自動更新するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附則：この協定は、平成14年2月12日より施行する。

街づくり基準

1. 土地

- (1) 土地の形状は、できるだけ現況の地形特性にあわせて、必要最小限の変更にとどめる。
- (2) 敷地内はできるだけ郷土の自然に適した樹種により緑化するものとし、既存樹木等については、適正な維持管理を行う。
- (3) 周辺の景観との調和に配慮し、道路と接する部分は、生垣や樹木等により緑化を図る。特に駐車場の道路際については、できるだけ緑化し、やわらかな通りの景観となるよう工夫する。

2. 建物の規模及び配置

- (1) 周辺の自然景観に配慮し、大規模な建築物はできるだけ建てない。また建築物の規模が小さく見える工夫をする。
- (2) 建築物の構造は、できるだけ木造とする。
- (3) 主たる建築物の屋根は、勾配（3/10～5/10程度）屋根を基本とする。

3. 建築物の外観及び素材

- (1) 屋根は、瓦屋根を基本とする。
- (2) 外壁は、できるだけ木や土壁、漆喰やそれに類似するもので仕上げる。
- (3) 屋根及び外壁の色は、落ち着きのある無彩色や低彩色を基調とする。（屋根：黒、灰色、茶系／外壁：黒、灰色、白、茶系、ベージュ系）
- (4) 建具は、できるだけ木製を用いる。（アルミサッシ等を使用する場合は、ブラック系がダークブラウン系の色とする。）
- (5) 建築の付帯設備等は、主たる建築と一体感を保つデザインとするか、木材等の質感豊かな材料で覆うなど、周辺の景観に配慮する。
- (6) 木材はできるだけ地元産のものを利用する。

4. 屋外広告物・自動販売機等

- (1) 屋外広告物は、必要最小限の設置とし、木材等の質感豊かな素材と街並みと調和した色を使用し、黒川をイメージさせるデザインとする。
- (2) 屋上広告や窓面広告、及び店舗等とは無関係に設置される独立広告は、基本的にこれを設置しない。
- (3) のぼり旗等の簡易広告を設置する場合は、木材や布等の質感豊かな素材とする。
- (4) 自動販売機等は、周辺の景観に配慮した位置に設置し、また木材等の質感豊かな材料で囲いをつけるなど配慮する。

5. 工作物等

- (1) 垣、塀、擁壁については、できるだけ低くし、周辺の景観と調和したものとなるように、木材や石等の自然的な素材を利用する。
- (2) コンクリート塀やブロック塀は、できるだけ設置しない。
- (3) 温泉の汲み上げポンプ等の工作物は、木材等で囲いを設けるなど、周辺景観との調和が図れる工夫をする。

6. その他

- (1) 工事にあたっては、あらかじめ協定運営委員会と協議し、承認を得るものとする。

街づくり協定運営要領

(主旨)

第1条 南小国町黒川地区の良好な景観形成の実現を図るため、全体協議会と協定運営委員会を設置するとともに、協定の運営に関して必要な事項を定める。

(運営)

第2条 本協定の運営については、黒川温泉自治会に一任する。

(会の開催)

第3条 1. 全体協議会は、通常総会と臨時総会とし、委員長がこれを召集する。通常総会については年一回開催する。臨時総会については委員会が必要とみとめたときに開催する。

2. 委員会は、協定者の代表をもって組織し、必要に応じて開催する。委員会は、委員長が召集し、委員の3分の2以上の出席で成立する。

(所管事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項に関して、審査、調整を行う。

- (1) 景観形成に関する事項
- (2) 街づくり基準に関する事項
- (3) その他本協定の目的に関する必要事項

(審査方法)

第5条 委員会は、第4条に定める事項に関して協定者との事前協議を行い、街づくり基準により、指導、助言を行う。委員会は、必要があると認めるときは、専門家の意見を聞くことができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見または説明を聞くことができる。

(会計・庶務)

第7条 この運営に関する会計及び庶務事項は黒川温泉自治会において処理する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、協定の運営に関する必要事項については、その都度委員会によって定め、全体協議会の承認を得る。

黒川地区街なみ環境整備事業計画 概要版

平成15年3月

企画発行：南小国町役場
〒869-2492 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143
TEL:(0967)42-1111 FAX:(0967)42-1122

協力：黒川温泉自治会
調査編集：(株)ST環境設計研究所
印刷：(有)総合複写